

FDKグループ グリーン調達基準



2015年 4月(第5.0版)

FDK株式会社

購買統括部

総務部 環境技術課

無断複製・転用・編集・削除を禁じます

< 目 次 >

1. はじめに	2
2. FDKグループ環境方針	3
3. グリーン調達目的	4
4. グリーン調達基準の適用範囲	4
1) 対象とする調達品	4
2) 対象とする調達先	4
5. グリーン調達の要件	4
1) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築	4
2) FDKグループ含有化学物質管理基準の遵守	6
3) 製品含有化学物質管理体制の構築	6
6. グリーン調達の要件の確認方法	7
7. グリーン調達の要件以外の配慮事項	8
1) 事業活動全般への配慮	8
2) 納入品における製品環境アセスメントの実施	8
3) CO ₂ 排出抑制/削減への配慮	9
4) 生物多様性保全への配慮	9
5) 水資源等への配慮	9
6) 情報の開示・提供	9

1. はじめに

「FDKグループは自然を愛します かぎりある地球のために」のスローガンのもと、FDKグループでは、美しい地球環境が次の世代へと受け継がれるよう、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけており、事業の独自性を反映させた環境経営を推進するために「FDKグループ環境方針」を定めています。

2013年度から2015年度までの3カ年については、新たな環境活動の目標である「FDKグループ第7期環境行動計画」を策定・公開し、当社グループの環境活動をグローバルに展開する目標を設定しています。

これらの方針・目標などを通じて、全事業領域にわたり計画的かつ継続的に活動を展開し、自社の環境負荷低減に努めるとともに、お客様・社会の環境負荷低減に貢献してまいります。

FDKグループでの調達活動におけるグリーン調達の考え方を「FDKグループ グリーン調達基準」にまとめ、お取引先に遵守をお願いしています。FDKグループは、本調達基準に基づく調達活動を推進し、今後とも地球環境保全に対する社会的責任を果たしてまいります。

FDKグループの環境活動とグリーン調達

私たちFDKグループは、1998年にISO14001の認証を取得する以前から、産業公害防止はもとより地球環境問題の改善を考えてきました。そして、ISO14001の認証を取得してからは、環境行動計画を策定して、マネジメントプログラムを展開することで、より環境負荷の低減を考慮した事業活動に取り組んできました。これらの活動で、企業の社会的な責任を果たすとともに、社会の持続的発展に貢献したいと考えています。

お取引先様からの調達品につきましても、同様に環境に配慮した事業活動のもとで製造された環境配慮製品であることが必要不可欠であると考えています。そのため「FDKグループ グリーン調達基準」の遵守をお取引先様をお願いしています。

グリーン調達活動におきましては、環境配慮活動の土台となる環境マネジメントシステム構築、指定化学物質の管理とそれを確実にするための管理体制の構築をお願いしてきました。今回の改訂では、FDK含有化学物質管理基準の変更に伴い、グリーン調達基準の見直しを行うものです。

FDKグループは、本グリーン調達基準に基づく調達活動を推進することで、今後とも社会の持続的発展に貢献する環境活動を推進してまいります。

お取引先様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2. FDKグループ環境方針

FDKグループは、企業の事業活動に伴う環境保全への取り組みについて、国や地方の規制の対応のみならず、地球規模の視点で主体的に地球温暖化対策、廃棄物削減、化学物質の管理の徹底など行動しなければならないと認識しています。富士通グループの一員として、企業の独自性を生かした環境経営を推進するために「FDKグループ環境方針」を制定しています。

FDKグループ環境方針

<スローガン>

FDKグループは自然を愛します かぎりある地球のために

<理念>

FDKグループは、環境保全への取り組みを経営の重要課題に位置づけ、お客様起点に立ち、お客様がご満足いただける電池製品、電子部品を開発・供給して、環境保全・省エネルギー・経済発展の3E（Environment・Energy・Economy）による持続可能な循環型社会に向けて貢献します。また、環境法や環境上の規範を遵守した公正な企業活動を通じて、社会的責任を果たします。

さらに、かけがえのない豊かな自然・美しい地球環境を次世代に伝えていくため、地域社会とのコミュニケーションはもとより、従業員一人ひとりの自他非分離の精神による環境保全活動への取り組みを継続します。

<行動指針>

1. 事業活動が地球にもたらす環境への負荷を把握し、製品のライフサイクルを通してこれらの負荷を低減する。
2. 有害物質の排除、製品使用時の省エネルギーや長寿命化など環境性能の向上による環境配慮製品の開発を拡充する。
3. 地球温暖化防止のため工場や事務所での省エネルギー対策や物流改善の推進などに取り組む。
4. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動により環境負荷を低減する。
5. 製品に使用される原材料、部品、梱包材などについてグリーン調達を推進する。
6. 環境法令の遵守、公害防止などのリスクマネジメントの強化を継続する。
7. 地域社会とのコミュニケーションを深め環境保全への取り組みに貢献する。

2010年5月改定

3. グリーン調達目的

FDKグループは、「地球環境との共生」を目指して、環境と調和した製品作りのために、従来からの品質 (Quality)、価格 (Cost)、納期 (Delivery)、サービス (Service) に加え、環境 (Environment) の側面を評価した調達、すなわち「グリーン調達」を推進しております。

本調達基準は、FDKグループとしての「グリーン調達」に関する基本的な考え方と、お取引先様に願する具体的内容を提示させていただくことを目的に作成したものです。

FDKグループでは、本調達基準に適合したお取引先様からの納入品を優先的に購入していきたいと考えています。お取引先様におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. グリーン調達基準の適用範囲

FDKグループ会社がお客様へ販売する製品に適用するために調達する以下の調達品、およびそのお取引先に適用いたします。

1) 対象とする調達品

材料、部品、ユニット、付属品、包装材、OEM 製品、設備、ソフト・サービス等、となります。なお、FDKグループ社内で使用する、OA 機器、文房具、消耗品、サービス等は含みません。

2) 対象とするお取引先

本調達基準は、上記の「対象とする調達品」を納入していただくお取引先様に適用いたします。

5. グリーン調達の要件

FDKグループが環境配慮製品の提供により社会の持続的発展に貢献するために、お取引先様に求める「グリーン調達」の要件には、以下の表に示す3つがあります。

この要件すべてを満足する調達品を優先的に調達いたします。そして、このために、新規取引開始前に、これらについて問題がないかを確認いたします。

	要 件	対 象
1	環境マネジメントシステム (EMS) の構築	すべてのお取引先様
2	FDKグループ含有化学物質管理基準の遵守	すべての製造メーカー様
3	製品含有化学物質管理体制の構築	すべての製造メーカー様

1) 環境マネジメントシステム (EMS) の構築

FDKグループは、お取引先様に対して、環境マネジメントシステム (EMS) の構築をお願いしています。構築していただくEMSは、最終目標としてEMS構築レベルⅢの構築をお願いします。なお、FDKグループの製品に使用する調達品を製造するお取引先様におきましては、EMS構築レベルⅡ以上をお願いします。

PDCAサイクルを継続的に回すEMSの構築は、すべての環境問題に対して、意識として、また行動として、きちんと対応する土台となるものと考えています。

* PDCA : Plan (計画) → Do (実施) → Check (チェック) → Action (見直し) の略構築していただくEMSには、次のようなものがあります。

- ① ISO14001
- ② ISO14001以外の第三者認証されたEMS
 - ・エコアクション21、エコステージ、KES、みちのくEMSなど
- ③ FJEMS（富士通グループで提唱している簡易型環境マネジメントシステム）
- ④ FDKEMS（FDKグループとしての簡易型環境マネジメントシステム）
 - ・FDKEMSはFJEMSを参考にしてFDK独自に策定したEMSです
- ⑥ 上記以外の第三者認証されたEMSまたは自己適合宣言した取引先様独自のEMS

〔注〕 第三者認証：利害関係のない団体・組織（審査機関）により認証
 第三者認証：顧客など、利害関係のある団体・組織などにより認証

構築EMSのレベルと要求事項

要求事項の名称 (*1)	レベルⅢ				レベルⅡ	レベルⅠ	要求事項の内容
	ISO 14001	エコステージ 1 (*2)	エコアクション 21	KES	・FJEMS ・FDKEMS (*3)	調査票 (*3)	
一般要求事項 (4.1)	○	○					活動範囲を明確にして、環境方針・目標を設定し、達成するための仕組みを確立する
環境方針 (4.2)	○	○	○	○	○		活動組織の実態にあった環境方針が最高責任者により作成される
環境側面 (4.3.1)	○	△	○	○	○	○	自社の事業活動の中で、環境に関わりがある要素の洗い出し、それらの負荷を把握し、環境に特に影響を与えるものを特定する
法的及びその他の要求事項 (4.3.2)	○	○	○	○	○		法的及びその他の要求事項を特定し、参照できるしくみがある
目的、目標及び実施計画 (4.3.3)	○	○	○	○	○	○	環境目的及び目標及び、それを達成する為の実施計画を作成する
資源、役割、責任及び権限 (4.4.1)	○	○	○	○	○	○	環境活動の最高責任者、管理責任者並びに活動組織とその役割・責任を定める
力量、教育訓練及び自覚 (4.4.2)	○	○	○		○		環境教育ニーズの特定と該当者への教育並びに力量を確実にもたせる
コミュニケーション (4.4.3)	○	○	○				社内外の情報連絡、特に社外からの苦情や要望などに対して、対応を確実にする
文書類 (4.4.4)	○	△		○			環境活動のPDCAサイクルを定義したマニュアルを作成する
文書管理 (4.4.5)	○	△					環境活動にかかわる文書を明確にして、適切に管理する
運用管理 (4.4.6)	○						環境に特に影響を与える可能性のある事業活動に対して適切に管理する
緊急事態への準備及び対応 (4.4.7)	○	△	○	○			環境に特に影響を与える可能性のある事故や緊急事態を特定して、想定訓練により予防対策を講じる
監視及び測定 (4.5.1)	○	○	○	○	○		環境目的及び目標や法規制等の要求事項に対し、対応状況を定期的に確認する
順守評価 (4.5.2)	○	○			○		特定した法規制やその他の要求事項が順守されているか定期的に評価する
不適合並びに是正処置及び予防処置 (4.5.3)	○	△					不適合の定義及び是正予防処置の対策ルールを策定して運用する
記録の管理 (4.5.4)	○	△	○				これらの活動にかかわる結果を適切に記録、保管する
内部監査 (4.5.5)	○	△					組織内部の別部門の人により、第三者的立場で活動の妥当性、適切性の確認を行う
マネジメントレビュー (4.6)	○	○	○	○	○		最高責任者により、これらの活動にかかわる結果を踏まえ、継続的改善に照らしてフィードバックの指示をもらう

- *1: 要求事項の名称およびカッコ内の項番は、ISO14001:2004 の内容を記載しています。
- *2: △は「推奨事項」(自社の業種により自由に選択できる要求項目)
- *3: お取引先様独自のEMSはレベルⅡとしています。FDKグループ独自EMSの要求事項は必要に応じて見直しを行います。

2) FDKグループ含有化学物質管理基準の遵守

FDKグループでは、調達品への含有禁止物質について、主にコンプライアンス（法令遵守）の立場から「含有化学物質管理基準」を定めています。納入品の製造メーカー様におかれましては、この管理基準を遵守し、含有禁止物質を調達品に含有させないようお願いいたします。

※FDKグループの「含有化学物質管理基準」は、最新版を下記URLへ掲載しておりますので、こちらをご確認ください。 http://www.fdk.co.jp/kankyou/green_proc/proc_list.html

この確認のために、7. 6) 項に示す含有化学物質に関する「提出する書類」で調査いたします。

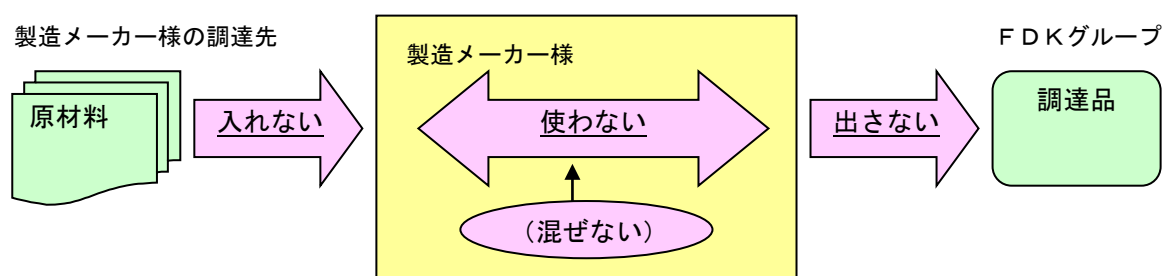
- a) 含有とは、化学物質が意図的であるか否かを問わず、当社の調達品と製品及びそれらの包装材に、添加、充填、混入（不純物も含む）または付着することをいいます（製造プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含みます）。
- b) FDKグループでは、「含有化学物質管理基準」に基づいて、調達品に含有される化学物質を次に示す管理区分としています。

No.	管理区分	化学物質の内容
1	含有禁止物質	対象物品への含有が禁止される物質
2	含有報告物質	対象物品への含有有無、含有量等を把握しておかなければならない物質。含有していない場合は報告不要
3	含有管理物質	対象物品への含有有無、含有量等を把握しておかなければならない物質。
4	製造時使用禁止物質	製造時に使用を禁止する物質

3) 製品含有化学物質管理体制の構築

FDKグループは、調達品の製造メーカー様に対して、含有禁止化学物質を調達品に含有させないための管理をお願いしています。

- a) 非含有のためには、「入れない」、「使わない」、「出さない」の3原則に基づいて管理することが重要です。



- b) FDKグループとしてお願いする具体的な管理内容は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」*1に準拠しております。FDKグループではこの「製品含有化学物質管理ガイドライン」の考え方を取り入れ、下の表に示す基本内容を参考にして作成した含有化学物質管理体制監査チェックシートにより、製造メーカー様での製品含有化学物質管理体制の構築・運用状況を確認させていただきます。

*1: ガイドラインはJAMP ホームページよりダウンロード可能
(<http://www.jamp-info.com/>)

項	要求項目	要求内容の概要
1	管理方針の表明	経営責任者、事業責任者による取組み方針の表明
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	目標及び実施計画	目標・計画の設定、維持及び見直し
4	責任及び権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
5	設計・開発における含有化学物質管理	設計・開発過程での基準の適合確認 他
6	含有化学物質情報入手・確認	供給者からの管理入手・確認の仕組み作り 他
7	供給者における管理状況の確認	供給者に管理の仕組みを要求、状況確認 他
8	受入時における管理	部材受入時の自社基準への適合確認
9	製造工程における管理一般	化学物質の含有量に変化する工程における管理内容の明確化、管理 他
10	誤使用、混入汚染防止	識別管理、コンタミ防止
11	引き渡しにおける管理	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	外部委託先における管理状況の確認	供給者への要求事項の伝達、他
13	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
14	顧客との情報交換	顧客、供給者への情報伝達
15	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更（設計、工程、購入先等）が生じた場合の処理手順明確化
16	不適合発生時における管理	不適合品発生時の処理手順明確化
17	教育・訓練	教育内容の明確化情報共有化の体制構築
18	文書及び記録の管理	文書・記録の保管管理手順の明確化

6. グリーン調達の要件の確認方法

FDKグループのグリーン調達の3つの要件を、次のように確認いたします。

確認時期	お願いする実施事項	確認書類
新規取引開始前	FDKグループのグリーン調達要求事項の伝達	グリーン調達基準
	環境への取り組み状況調査	取引先調査票
取引開始後の定期評価	環境への取り組み状況調査	FDKグループ環境対策調査票 FDKグループ環境状況調査票

※ FDKグループ含有化学物質管理基準の遵守および製品含有化学物質管理体制の構築については、別途、弊社の事業部門から確認させていただきます。

7. グリーン調達要件以外の配慮事項

FDKグループが環境配慮製品の提供によって社会の持続的発展に貢献するために、環境基本法や地球温暖化対策の推進に関する法律における事業者の責務などに基づいて、お取引先様の納入品とその製造・販売などの事業活動について、以下の事項についても配慮していただくようお願いいたします。

1) 事業活動全般への配慮

- ① 環境負荷の低減、環境保全に自ら努める。
- ② 法令を順守して、公害を防止し、自然環境を適正に保全する。
- ③ 環境負荷の低減となる原材料、部品、サービスを利用する。
- ④ 温室効果ガスの排出抑制に努める（他の者の温室効果ガスの排出抑制への寄与も含む）。

2) 調達品における製品環境アセスメントの実施

a. 省資源化への配慮

- ① 小型化、軽量化に配慮し、容積や重量を減少させる。
- ② 性能改良により耐用時間を向上させ長寿命化をはかる。

b. 調達品の再資源化への配慮

- ① 使用するプラスチック材料の種類は少なくする。可能ならば統一する。
- ② リサイクルが容易なプラスチック材料を使用する。可能ならば、熱硬化性プラスチックを避け、次の推奨する汎用プラスチックを使用する。
 - ・ポリエチレン（PE）
 - ・ポリスチレン（PS）
 - ・ポリプロピレン（PP）
 - ・アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）
- ③ 使用するプラスチック材料は、JISまたはISOの規格に沿った材料表示を行う。
- ④ 調達品の輸送のために使用する梱包は、通い箱や再使用可能なものを使用する。

c. 調達品の処理・処分の容易化への配慮

- ① 解体を困難にする必要がある場合を除き、一般の道具で解体が容易な設計にする。
- ② 複合材料は可能ならば使用しない。
- ③ 焼却された場合の安全性を考慮して、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用しない。
- ④ 廃棄に当たり、化学物質の溶出、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの環境負荷を低くする。

d. 調達品の省エネルギーへの配慮

- ① 調達品の動作時および待機時の消費電力は可能な限り削減する。
- ② 調達品は可能ならば節電機能を保有する。
- ③ 調達品の製造にあたっては、省エネルギーに配慮する。
- ④ 調達品の納入にあたっては、輸送距離や輸送手段など、省エネルギーに配慮する。
- ⑤ 調達品のライフサイクル全般での省エネルギー（CO₂削減）に配慮する。

3) CO2 排出抑制/削減への配慮

- ① CO2 排出抑制/削減の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する。
- ② 自社のCO2 排出量を踏まえ、活動期間、目標値、活動対象（全社、拠点ごとなど）等を明確にした、数値目標をもって取り組む。
- ③ 自社内の取り組みだけでなく、サプライチェーン上流へのCO2 排出抑制/削減の働きかけや、外部組織との検討作業の協働を行う。

4) 生物多様性保全への配慮

- ① 生物多様性保全の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する。
- ② 経営層が責任者となる全社的な活動組織を確立する。その上で、生物多様性保全に関する全社的な取り組み、拠点ごとの取り組み、部門ごとの取り組み等を行う。
- ③ 自社内の取り組みだけでなく、サプライチェーン上流への生物多様性保全活動の働きかけや、外部組織との検討作業の協働を行う。

5) 水資源等への配慮

- ① 使用量の削減として、トイレの節水、工場用水/上水の循環利用、雨水の活用等に取り組む。
- ② 水質汚濁防止として、工場排水の浄化、定期的に水質検査等を実施する。
- ③ 河川、湖等の清掃活動を行う。
- ④ 森林保全活動に参画する。

6) 情報の開示・提供

- a) 次の表に示す、必須要件に関する情報を記載した書類の提出を依頼した場合は、速やかに提出をお願いいたします。

必須要件	提出する書類	書類に記載される情報
環境マネジメントシステムの構築	①取引先調査票 (新規取引開始前)	環境マネジメントシステムの構築状況
	②FDKグループ環境 対策調査票(定期評価時) ③FDKグループ環境 状況調査票(定期評価時)	環境活動の取り組みと環境負荷状況
含有化学物質管理体制の構築、維持	含有化学物質管理体制監査 チェックシート	調達品の含有化学物質についての管理体制の状況 に関する自己確認結果
FDKグループ含有 化学物質管理基 準の遵守	JAMP 情報伝達シート	AIS, MSDSplus など(使用部材に関する情報)
	非含有保証書	指定化学物質の非含有に関する情報
	構成成分表*2	調達品を構成するすべての部位とその化学物質 の一覧表
	分析データ	調達品の含有化学物質についての ICP、原子吸光分 析などの測定データ
	SDS(安全データシート)	公的フォーマットの成分表

*2: 必須の要否は、依頼元にお問い合わせください。

- b) 次の情報について問い合わせした場合、速やかに開示・提供をお願いいたします。

- ① 調達品に使用する原材料を変更する場合の変更内容の情報
- ② 調達品への含有化学物質について、提出していただいた書類の記載内容と異なる状態が発見された場合の含有化学物質などにかかわる情報
- ③ 調達品に関して、環境法令遵守違反や環境リスクが実際に発生してしまった場合の発生状況

や対応状況に関する情報

c) 次に示す情報について変更が発生する場合または発生した場合、変更情報の開示・提供をお願いいたします。

- ① 環境マネジメントシステムの構築状況に変更が発生した場合、変更情報の開示・提供をお願いいたします。
- ② 含有化学物質に関しての情報が変更になる場合は、別途4M変更の取り決めに基づいて変更情報の開示・提供をお願いいたします。

<改訂履歴>

制定・改訂日	版数	主な改訂内容
2001年05月	第1版	初版制定
2011年04月28日	第4.1版	・FDKグループ環境対策調査票を用いて環境への取り組み状況調査を行うことに変更 ・FDKEMSの内容はFJEMSを参考にしてFDK独自に策定したEMSに変更
2011年06月30日	第4.2版	・FDKグループの製品に使用する調達品を製造するお取引先様のEMS構築レベルはⅡ以上をお願いするに変更。
2013年06月11日	第4.3版	・2013年度からの「第7期FDKグループ環境行動計画」に変更 ・新規取引開始前の確認書類に「取引先調査表」を用いることに変更 ・環境マネジメントシステムの構築のための必須書類として、「FDKグループ環境対策調査票」を追加 ・問い合わせ先の部門名を変更
2015年04月01日	第5.0版	・含有化学物質管理基準 改定に伴う変更 ・FDKグループ環境状況調査票を追加

<お問い合わせ先>

★グリーン調達の運用に関するお問い合わせ

購買統括部

★グリーン調達基準の内容に関するお問い合わせ

総務部 環境技術課